

# 秦野市LPガス物価高騰対応支援金交付要綱

(令和5年7月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に必要な支援を実施するため、液化石油ガス販売事業者等がこれらの者に対して負担軽減を行った場合に、予算の範囲内において支援金を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。次条において「液化石油ガス法」という。）第3条第1項の登録を受けている者
- (2) ガス小売事業者 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けている者

2 この要綱において使用する用語の意義は、前項各号に定めるもののほか、関係法令等で定める用語の意義の例による。

(支援金の交付の対象事業及び対象者)

第3条 支援金を交付する事業は、次項各号に掲げる者が本市内の一般消費者等に対して、LPガスの物価高騰に伴い、令和5年10月から同年12月までの間（以下「交付対象期間」という。）におけるLPガスの使用料金の負担軽減を行う事業（以下「支援金事業」という。）とする。

2 支援金の交付対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 液化石油ガス販売事業者で、本市内の一般消費者等に販売しているもの
- (2) ガス小売事業者のうち、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給し、一つの団地内におけるガスの供給地点の数が70以上である小売供給を行う事業を行うもので、本市内の一般消費者等（液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等と同視できる者に限る。）に販売しているもの

(支援金の額)

第4条 支援金は、支援金事業として値引き販売を行った場合に交付し、その額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれの各号に掲げる額とする。

- (1) 一般消費者等の負担軽減の経費 1か月当たり契約1件につき、380円又は実際の値引き額のいずれか低い額
- (2) 支援金事業の実施のための経費 支援金事業に係る販売所又は営業所1か所につき、150,000円  
(支援金事業への参加申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、令和5年7月から同年8月までの間に、LPガス物価高騰対応支援金事業参加申請書（第1号様式）に第3条第2項各号のいずれかに該当することを証明する書面を添えて、申請するものとする。

- 2 前項の申請をした者がその申請を取り下げようとするときは、速やかに、書面（任意様式）により、その旨を申し出るものとする。

（事業承認等）

第6条 前条第1項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、行おうとする負担軽減が支援金事業として認めることができるときは、支援金事業として承認する。

- 2 前項の承認（以下「事業承認」という。）をしたときは、事業承認をした者に対して、LPガス物価高騰対応支援金事業参加承認通知書（第2号様式）により、その旨を通知する。この場合において、必要な条件を付することができる。

- 3 第1項の審査の結果、支援金事業として認めることができないとしたときは、LPガス物価高騰対応支援金事業不承認通知書（第3号様式）により、その旨を通知する。

（事業承認後の取下げの申出）

第7条 事業承認を受けたもの者（以下「支援事業者」という。）が、事業承認を受けた支援金事業を中止するときは、事業承認の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、書面（任意様式）によりその旨を申し出るものとする。

（支援金交付申請）

第8条 支援事業者は、支援金事業を完了したときはLPガス物価高騰対応支援金交付申請書（第4号様式）に、実績報告書に記載した内容を確認できる書類等を添えて、その完了の日から30日を経過する日までに交付を申請するものとする。

- 2 支援事業者は、支援金事業が完了する前においても、交付対象期間の各月

において行った支援金事業について、前項の規定による申請をすることができる。この場合において、申請の期限は、その月における事業が完了した日の翌日から起算して30日以内とする。

(支援金の交付決定)

第9条 前条の規定による申請があったときは、これを審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、LPガス物価高騰対応支援金交付決定通知書(第5号様式)により通知する。

(事業承認の取消し)

第10条 支援事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、事業承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれにも該当しないことが判明したとき。
- (2) 事業承認の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、支援金事業の趣旨に照らし事業承認を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 前項の規定により事業承認を取り消すときは、LPガス物価高騰対応支援金事業承認取消通知書(第6号様式)により、その旨を通知する。

(支援金の返還)

第11条 前条の規定により事業承認を取り消された者は、取り消された事業承認に基づき交付された支援金を返還しなければならない。

2 市長は、前項の事業承認を取り消された者に対して、返還の期限その他支援金の返還について必要な事項を指示するものとする。

(検査及び指示)

第12条 市長は、支援金の適正な交付のため必要があると認めるときは、支援事業者に報告を求め、又はその職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、支援金事業の実施又は支援金の交付上必要があると認めるときは、支援事業者に対して、支援金事業の実施方法その他の事項について指示をすることができる。

(帳簿書類の整備)

第13条 支援金の交付を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らか

にした帳簿を備え、その収入及び支出について証拠書類を整理し、その帳簿及び証拠書類を支援金の交付を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

- 2 支援金の交付を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合にあっては、市長）にその証拠書類を引き継がなければならない。

（届出事項）

第14条 支援事業者は、次の各号（法人以外の者にあっては、第2号及び第3号を除く。）のいずれかに該当するときは、速やかにLPガス物価高騰対応支援金事業代表者等変更届（第7号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。
- (3) 法人番号を変更したとき。
- (4) 住所を変更したとき。
- (5) その他申請内容に変更があったとき。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号）の規定の例による。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。